

○障害補償の支給について

〔昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 42 号
各 支 部 長 あ て 理 事 長〕

第 1 次改正 昭和 62 年 2 月 1 日地基企第 2 号

第 2 次改正 平成 2 年 10 月 1 日地基企第 20 号

第 3 次改正 平成 16 年 3 月 31 日地基企第 28 号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 29 条の規定による障害補償の支給については、「障害等級の決定について（昭和 51 年 10 月 29 日地基補第 599 号）」に定めるもののほか、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 障害補償年金の支払

地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）附則第 4 条の 2 第 1 項ただし書の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出が行われた場合におけるその期の障害補償年金は、法第 40 条第 3 項に掲げる支払期月でない月であっても、支払うことができること。

2 傷病が再発した場合の取扱い

公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上の傷病又は通勤による傷病が再発した場合及び再発した傷病（以下「再発傷病」という。）が治った場合における障害補償の取扱いについては、次によること。（第 3 次改正・一部）

- (1) 再発傷病の原因となった傷病（以下「初発傷病」という。）に関し障害補償年金を受ける権利を有していた場合における当該障害補償年金の支給は、再発した日の属する月まで行うものとし、再発傷病が治った場合において行う障害補償は、新たに該当するに至った障害等級に応じて行う。
- (2) 初発傷病に関し障害補償一時金を支給しており、かつ、再発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「再発等級」という。）が初発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「初発等級」という。）より上位の等級に

該当して障害補償を行う場合において、障害補償一時金を支給すべきときは次の(ア)、障害補償年金を支給すべきときは次の(イ)のそれぞれの計算式により計算した額をそれぞれ当該障害補償一時金の額又は当該障害補償年金の額から差し引くものとする。この場合において、当該差し引くべき額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(ア) 平均給与額 × 初発等級に応じた日数

(イ) 平均給与額 × 初発等級に応じた日数

25

(第1次改正・一部、第

2次改正・一部)

- (3) 規則附則第4条の4第1項の規定により障害補償年金の支給が停止されている場合において傷病が再発し、かつ、再発傷病に関し障害補償年金を受けるときは、当該障害補償年金についても同項の規定によりその支給が停止されるものとする。この場合において、同項に規定する支払期月からの経過年数を算定するに当たっては、再発した日の属する月の翌月から再発傷病が治癒した日の属する月までの間は、含めないものとする。